

# 道路交通法の改正

## 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

### 運転中の ながらスマホ



違反者は、  
**6か月以下の懲役**  
又は **10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、  
**1年以下の懲役**  
又は **30万円以下の罰金**

### 酒気帯び運転 及びほう助



違反者は、  
**3年以下の懲役**  
又は **50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、  
**3年以下の懲役**  
又は **50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、  
**2年以下の懲役**  
又は **30万円以下の罰金**